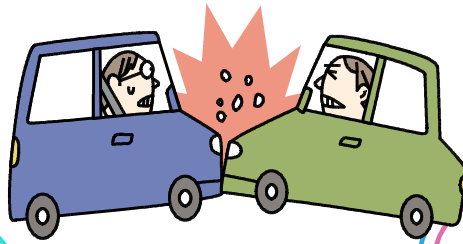


「すぐに来て！」
そんなときは**110**番

例えば・・・



不審な人につきまとわれたとき

交通事故を起こしたとき
交通事故を目撃したとき



強盗、空き巣、ひったくりなどの被害にあったとき



110番は社会の安全を守る緊急電話です。
いたずら電話や、急ぎではない相談や照会の電話が多くなると、
緊急性のある電話がつながりません。
緊急ではない相談や警察業務に関する意見・要望は

9110 (警察相談専用電話) へ

落とし物の問い合わせやその他緊急性のない用事のある方は、
直接交番や警察署にご連絡ください。



旭川東警察署

0166-34-0110